

議案第 83 号

つくば市長の給料の特例に関する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 8 月 27 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市長の給料の特例に関する条例

- 1 つくば市常勤特別職給与条例（昭和63年つくば市条例第 3 号）第 3 条の規定にかかわらず、市長の令和 2 年11月16日（同日前に離職する場合にあっては、その離職の日）における給料月額は、1 円とする。
- 2 前項の規定は、期末手当の額を算出する場合においては、適用しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- （この条例の失効）
- 2 この条例は、令和 2 年11月16日（この条例の公布の際現に在職する市長が同日前に離職する場合にあっては、その離職の日）限り、その効力を失う。